

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月20日

徳島県監査委員 稲田米 昭  
同 矢田佳穂 等  
同 井関佑樹  
同 井川龍二

監査結果の公表年月日	平成28年2月4日												
監査の結果			講じた措置										
<p>(1) 歳入で未収となっているもの</p>	<p>&lt; 南部総合県民局経営企画部 美波庁舎 阿南庁舎 &gt;                      県税について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p>		<p>「平成27年度県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており，平成27年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め集中的に滞納整理を行った。                      また，11月から12月までの間を「県税・市町村税県下一斉徴収強化月間」として，局長と市町長連名による共同催告書の発送を行うなど，県と市町村が一体となった徴収強化に努めた。                      収入未済額の大部分を占める個人県民税については，7月から阿南市及び美波町に対して初めて税務職員の長期派遣を行った。                      一方で昨年度に引き続き阿南市においては，地方税法第48条に基づく徴取引継を行っていたが，税務職員を派遣したことから，10月14日の徴取引継の期間満了をもって終了した。                      県の税務職員が市町職員と共同して納税指導や差押等の滞納処分を行うことで未済額の圧縮だけでなく，市町職員に対し徴収ノウハウの提供も行い，県税収入の確保に努めている。                      個人県民税に次いで未済額が多い自動車税，不動産取得税などの税目については，滞納者の財産を一斉調査し，担税能力を把握した上で納税交渉に臨むとともに，納税意思が薄い滞納者に対しては厳正に滞納処分を行った。                      特に自動車税については，東部県税局&lt;自動車税庁舎&gt;と連携し，徴取引継を受ける前の現年課税分についても積極的に情報交換，滞納処分を行っており，新たに発生する未済額の圧縮を図った。                      また，財産調査等の結果，生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかな者については，一旦処分の執行を停止するなど滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。                      以上の結果，平成26年度決算において187,766,987円であった県税の収入未済額は，平成28年3月31日現在119,322,192円となり，68,444,795円（36.5%）を縮減した。                      今後も納期内納付の広報や納税指導により自主納税を促進し新たな</p>										
	<p>県税の収入未済額の状況</p>												
	<table border="1"> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>187,766,987円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度決算額</td> <td>211,685,443円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>23,918,456円</td> </tr> </table>	平成26年度決算額			187,766,987円	平成25年度決算額	211,685,443円	増減額	23,918,456円	<table border="1"> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>187,766,987円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度決算額</td> <td>211,685,443円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>23,918,456円</td> </tr> </table>	平成26年度決算額	187,766,987円	平成25年度決算額
平成26年度決算額	187,766,987円												
平成25年度決算額	211,685,443円												
増減額	23,918,456円												
平成26年度決算額	187,766,987円												
平成25年度決算額	211,685,443円												
増減額	23,918,456円												

滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

<南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >  
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成26年度決算額	14,851,609円
平成25年度決算額	13,362,204円
増減額	1,489,405円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	13,687,155円
平成25年度決算額	13,226,443円
増減額	460,712円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成26年度決算額	1,863,450円
平成25年度決算額	1,863,450円
増減額	0円

1 返納金の未収（14,851,609円）のうち、  
 (1) 児童扶養手当返納金（1,460,120円）については、担当者と母子父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施している。その結果、債務者3名は分納を続けており、平成28年3月31日現在、24,000円が納入されて、未収金額は、1,436,120円となっている。

また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリーフレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めているが、今後とも、町との連携を一層密にし、返納金の発生防止の徹底を図りたい。

(2) 生活保護返納金（13,391,489円）については、地区担当員の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて返済を求めている。また、保護継続中の者は最低生活の維持が可能な範囲での計画的な返済を指導し、保護廃止者においても納付計画の見直しを含め、粘り強い督促を行っている。さらに、これ以外にも、平成26年の生活保護法の一部改正により、不正受給に係る徴収金の保護費との相殺が可能となったことから、本人からの申し出を受け、最低生活維持に支障のない範囲で未収金の確実な回収を進めるなど、債務者の状況に対応した適切な債権管理に努めている。

これらの結果、平成28年3月31日現在、1,778,473円が納入され、未収金額は11,613,016円となっている。

2 母子福祉資金貸付金元利収入の未収（13,687,155円）及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収（1,863,450円）については、担当職員と母子父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。また償還開始の連絡の際には、担当職員と母子父子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

その結果、母子福祉資金貸付金については、平成28年3月31日現在、524,624円が納入され、不納欠損額（152,341円）を除いた未収金額は13,010,190円となっている。

寡婦福祉資金貸付金については、平成28年3月31日現在、5,211円が納入され、未収金額は1,858,239円となっている。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子父子自立支援員による各種相談や母子父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組んで参りたい。

<p>(2) 支出事務で適切でないもの</p>	<p>&lt; 南部総合県民局産業交流部 阿南庁舎 &gt;  1件1億円以上の工事請負費に係る支出負担行為をしようとするときは、会計管理者等に事前に合議しなければならないにもかかわらず、これがなされていなかったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>平成27年10月5日に事務局職員が行った予備監査を受け、10月8日の部内会議(サブリーダー以上出席)で、同様の工事請負がある場合は、会計規則に基づき、適切に支出負担行為を行うことを確認した。  併せて10月14日、15日に所属職員を対象にした「会計規則研修会」を開催し、今後、不適切な支出事務が二度と起きないように周知を行った。  さらに、12月9日には、出納室担当職員を講師とする「会計事務再チェック研修会」を開催し、支出事務全般について所属職員の理解を深めた。  また、平成28年2月に新たに作成した契約事務等における注意事項『工事請負費編』チェックリストにより、工事請負事務の各段階で立案者と担当リーダー等によるダブルチェックを確実にすることとし、審査の重層化を図ることとした。  平成28年度においても、4月18日の部内会議で、工事請負事務における会計規則や契約事務等における注意事項『工事請負費編』チェックリストの研修を行い、適切に支出負担行為を行うことを確認するとともに、担当リーダー及びサブリーダーを通じて、担当内所属職員の理解向上に努めた。  このような取組により、二度と今回のような指摘事項が発生しないよう適正な事務執行に努めたい。</p>
-------------------------	---	--